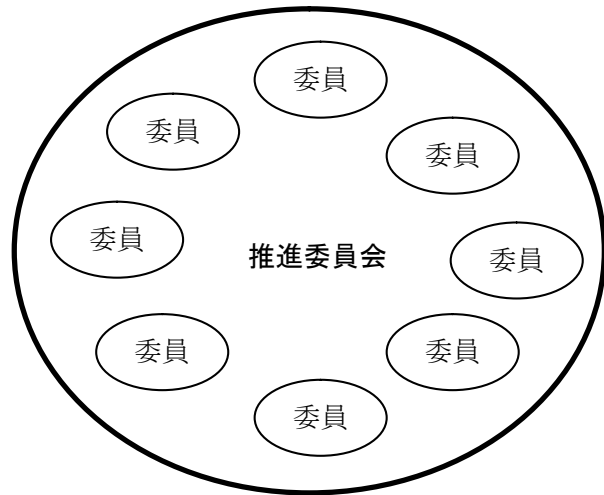


## 推進委員会のイメージ



### ■ 附属機関とは

市の業務において、学識経験や専門的立場から中立的に調査・研究・審議等を行うための組織であり、市に附属して設置される機関。

(したがって、自ら地域活動等を行うものではない。)

○委員は、非常勤の特別職となり、報酬が支払われる。

### ○ 戸田市自治基本条例該当部分の抜粋

(戸田市自治基本条例推進委員会)

第20条 市長は、この条例の実効性を確保するため、この条例に関することを諮問する機関として、戸田市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会は、市民（団体の場合は、その代表者）を含む多様な委員により構成します。

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

### ● 留意点

- ・ 分科会を設けるとした場合、分科会の位置づけは。
- ・ 分科会という呼び名で良いか。
- ・ 分科会は常設か否か。
- ・ 分科会と推進委員会との間に上下関係を設けるのか。
- ・ 分科会のメンバーと推進委員会のメンバーはかぶることがあるのか。
  
- ・ どのようなメンバー構成がよいのか。